審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　　河川砂防課

法令名	砂利採取法	法令番号	昭和４３年法律第７４号
手続名	採取計画の変更の認可(採取場の全部又は一部が河川区域、河川保全区域及び河川保全立体区域の場合)	根拠条項	第２０条第１項

審査基準	第１６条（採取計画の認可）の審査基準を準用する。

受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	標準処理期間　30 日 標準経由期間　日	目次No.	５１